豊島区監査委員公告第１８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定に基づき、令和７年度行政監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和８年１０月２９日

豊島区監査委員　小　沼　博　靖
同　鈴　木　利　治
同　戸　塚　留　名
同　有　里　真　穂

8豊総総発第898号
令和8年8月28日

豊島区監査委員 様

豊島区長　　高際　みゆき

令和7年度に実施した監査結果報告における監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する改善等措置及び検討状況の報告方について（回答）

標記の件につきまして、意見の付された事項への措置を講じましたので、地方自治法第１９９条１４項に基づき、別紙のとおり通知します。

８豊教学発第1128号
令和８年７月２８日

豊島区監査委員 様

豊島区教育委員会教育長
清野　正

令和７年度行政監査結果報告における監査委員意見・要望に対する改善等措置の報告について

標記監査結果報告において指摘、指導、意見・要望の付された事項について措置を講じたので、地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

令和７年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書

項目番号	第３　３　意見・要望	（１）備蓄物資計画における備蓄品の管理状況について

監査結果報告における意見・要望事項

① 備蓄目標に対する達成状況

区は、備蓄物資計画において、地震などの災害により、自宅に住むことができなくなった区民が一時的に避難生活を送ることとなる救援センター及び職場や学校等の所属場所が無く屋外で滞留している帰宅困難者を対象に、発災後 3 日分の備蓄品の品目や数量を定めている。

各救援センターで保管する備蓄品について確認したところ、備蓄物資計画で備蓄目標とした 46 品目のうち 27 品目において数量が不足していた（P21～P22 別表 1 のとおり）。飲料水及び食料については、おおむね備蓄されていたが、洗口液、おしりふき、養生テープについては、全く備蓄されていなかった。

また、帰宅困難者用の備蓄品については、備蓄目標とする 9 品目のうち 5 品目において数量が不足していた（P23 別表 2 のとおり）。

備蓄物資計画は、平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震のような大規模災害時における物資の不足や帰宅困難者対策等の課題に対応するため、令和 5 年度に策定された。具体的な取組は令和 6 年度以降であったため、今年度、監査を行った時点において備蓄品の不足や未配備が多数あった。

防災危機管理課によると、救援センター用の備蓄品については、令和 7 年度から 10 年度、帰宅困難者用の備蓄品については、令和 6 年度から 9 年度にかけて購入予定としており、購入後は備蓄物資計画の目標数量を満たす見込みである（P24～P26 別表 3、4 のとおり）。

目標達成には数年を要することとなるが、地道に計画を遂行し、災害時において備蓄品が有効に活用されるよう適切な管理に努められたい。

また、計画の遂行と並行して、女性や乳幼児、高齢者、障害者等に配慮した品目の検討や改良が施された最新の備蓄品の購入など、計画内容の更新についても随時取り組まれることを望む。

（防災危機管理課）

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対　　象　　課		総務部防災課（旧防災危機管理課）
原因・理由・背景などの事情説明		備蓄物資計画の策定後、それを根拠に備蓄物資の購入の予算を確保し、令和６年度から計画的に備蓄物資の購入を進めている段階である。 備蓄物資計画の内容についても、要配慮者に配慮した備蓄品の導入や、時代の流れに沿ったコンパクトで良質な物資の導入など、更新を実施している。
措置済み	いつ（いつまでに）	・救援センター用は令和１０年度まで、帰宅困難者用は令和９年度までに必要数の備蓄を完了 ・計画内容の更新については、随時実施
	誰が（どこが）	防災課
	何を（どこを）	今後、購入する備蓄品について
	どのように措置（改善）した（する）	既に予算化済の備蓄物資計画で選定された物資の備蓄を計画的に進めながら、要配慮者に配慮した備蓄品や、時代の流れに沿ったコンパクトかつ良質な物資の導入を進める。 新たな物資が必要となった場合には予算化を実施し、随時、計画内容の更新も進めていく。
	措置状況に関する課内周知	令和８年３月３０日　周知済

令和７年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書

項目番号	第３　３　意見・要望	（１）備蓄物資計画における備蓄品の管理状況について

監査結果報告における意見・要望事項

② 帰宅困難者用の備蓄物資量について

区は、備蓄物資計画において、帰宅困難者に対し一時滞在施設への誘導や備蓄物資の配布等の対策が必要であるとしている。

本計画では一時滞在施設に配備する備蓄物資について、想定する帰宅困難者が必要とする備蓄量（26,147 人分）から、区と帰宅困難者対策に関する連携協定を締結している民間の一時滞在施設が独自に用意している備蓄量（令和 4 年 7 月時点 6,432 人分）を差し引いた数量を、区が用意すべき帰宅困難者用備蓄量（19,715 人分）としている。

しかし、民間施設における備蓄は独自の判断に基づくものであるため、一時的な保有となる可能性もあり、この算出方法を継続するのであれば、区は計画策定時以降においても定期的に民間施設の保有状況を把握し区の備蓄量を調整することが必要となる。民間施設での備蓄量が今後不足する場合も考慮に入れた対応も検討されたい。

（防災危機管理課）

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対　象　課		総務部防災課（旧防災危機管理課）
原因・理由・背景などの事情説明		備蓄物資計画策定時、一時滞在施設の備蓄状況の調査を実施し計画に反映しているが、備蓄状況は変化していくため、継続的な確認・調査が必要であった。
措置済み	いつ（いつまでに）	年に１回程度の頻度で
	誰が（どこが）	危機管理課、防災課
	何を（どこを）	一時滞在施設の備蓄状況について
	どのように措置（改善）した（する）	今後、年に１回程度の頻度で、民間の一時滞在施設の備蓄量について継続的に確認・調査を行い、区で準備する備蓄量が変動した際には、それに合わせた購入・配備を進めていく。 また、備蓄物資計画にも随時反映を行っていく。
	措置状況に関する課内周知	令和８年３月３０日　周知済

令和７年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書

項目番号	第３　３　意見・要望	（２）区職員用の備蓄品について

監査結果報告における意見・要望事項

① 業務継続計画に基づく備蓄品について

業務継続計画は、地域防災計画に基づき、大規模災害時において優先的に取組むべき業務をあらかじめ選定し、業務の継続に必要な体制を整備するための計画として位置付けられている。

業務継続計画では、交通機関の停止が長期にわたると想定される場合、原則として、区職員は発災後 3 日間本庁舎に待機し、他自治体等からの応援を見込まず、区職員による業務継続体制をとることとし、帰宅困難者対策条例第 7 条及び防災対策基本条例第 6 条を踏まえ、3 日分の飲料水、食料、簡易トイレの備蓄及びそれらの保管場所を定めている。しかし、本計画は平成 31 年以降見直されておらず、職員用備蓄品の積算根拠となる職員数を 3,000 人（全動員職員）としており、人事課が令和 7 年 10 月時点で目標値とする 1,500 人（本庁舎勤務職員）※とは、対象とする職員や人数において大きく乖離している。

実地監査で確認したところ、飲料水、食料ともに計画数に足りておらず、飲料水は全て賞味期限が過ぎていた。業務継続計画において飲料水、食料のほかに提供すべきとされている医療については、職員用保健室を活用することとしており、その他提供すべきとされている被服や簡易トイレについては全く備蓄されていなかった。

大規模災害により業務継続計画が発動されれば、区は災害対策体制へと移行し、災害の規模によるが、業務継続計画の対象期間となる発災後 2 週間、一部業務においては 1 か月間、職員は非常時優先業務に従事することとなり、24 時間態勢で業務に従事することや長期間本庁舎等に待機することも想定される。

区は、職員用備蓄品について、業務継続計画に定められた災害対策業務を遂行するために必要なものとして捉え、携わる職員が支障なく職務を全うできるよう業務継続計画において位置付けるべきである。

なお、現在は飲料水及び食料のみの配備となっているが、災害時の業務遂行において必要となる品目について十分に検討し配備されたい。

（防災危機管理課、人事課）

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対　　象　　課		総務部人事課、防災課（旧防災危機管理課）
原因・理由・背景などの事情説明		業務継続計画に基づく備蓄計画は立てられていたが、実際の備蓄については担当課が不明確であり適切な引継ぎがなされておらず、計画的な備蓄に至っていなかった。
措置済み	いつ（いつまでに）	令和９年度
	誰が（どこが）	人事課
	何を（どこを）	飲料水、食料品等必要な物品
	どのように措置（改善）した（する）	本年度については区民用備蓄品入れ替えによる余剰分の飲料水等を職員用として確保する。 翌年度以降の分は、令和９年度に購入できるよう予算計上作業を進めている。飲料水、食糧品に加えその他必要な物品の精査を行っている。品目については女性職員の視点も取り入れ、かつ防災課の定める救援センターの備蓄品目を基に業務継続に必要な物品かという観点にて検討している。 令和９年度夏までに備蓄品を完備する。
	措置状況に関する課内周知	令和８年９月　周知済み

令和７年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書

項目番号	第３　３　意見・要望	（3）小・中学校の児童・生徒及び教職員の備蓄品について

監査結果報告における意見・要望事項

小・中学校においては、帰宅困難者対策条例第 9 条及び防災対策基本条例第 6 条に基づき、大規模災害時に児童・生徒等を学校施設内に待機させ安全を図ることとされており、保護者が迎えに来るまで学校内に待機する児童・生徒及び教職員全員の 3 日分を想定した備蓄品を配備している。

南池袋小学校の実地検査において、保管状況を確認したところ、賞味期限切れのため廃棄する備蓄品があった。古い備蓄品が整理されないまま格納庫の一角に保管されている状況は、災害時に誤って配布するなど、混乱の拡大を招く恐れがある。令和 6 年度の定期監査結果報告書の施設監査においても、別の小学校の賞味期限切れの備蓄品について指摘しているところである。

備蓄品の棚卸の計画や配備については所管課である学務課が管理し、賞味期限の近い備蓄品については、廃棄が生じないよう学校が防災教育等で児童・生徒に配布する仕組みとしている。学務課は学校との連携が機能しない要因を解明し、両者で協力のもと備蓄品の管理について強化を図られたい。

また、児童・生徒用の備蓄品の数量については、全児童・生徒数の約 3 割としている。令和 7 年度の小・中学校の引渡し訓練調査によると、保護者に引渡しできなかった割合は小学校平均が約 14.7%、中学校平均が約 30%、全体平均が約 17.8%となっていた。引渡しできなかった割合が 30%を超えている学校もあることや、日時があらかじめ分かっている引渡し訓練の時より、保護者が引き取りに来られない割合が高まる事も考慮し、購入数の算定について検討されたい。

そのほか、放課後、子どもスキップや校庭を利用している児童が被災した場合について、学校が配備する備蓄品が支給されるのか、最寄りの救援センターから支給されるのかを確認したところ、学校を所管する学務課と子どもスキップを所管する放課後対策課で見解が異なっていた。両課及び両施設の協議の上、見解を一にされたい。

（学務課、放課後対策課）

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対　　象　　課		教育部学務課、放課後対策課
原因・理由・背景などの事情説明		学校内で保管している防災備蓄品のうち、賞味期限が切れているものが引き続き保管されている例があった。防災備蓄品の購入・配備を所管する学務課から各学校に対し、防災教育への利用等周知が不十分であったことが原因である。 防災備蓄品の購入数量の根拠として、引き取り訓練の結果を用いて購入計画を立案していた。 スキップ運営時の防災備蓄品支給について、学務課と放課後対策課との間で明確な確認を行っていなかった。
措置済み	いつ（いつまでに）	令和８年３月
	誰が（どこが）	学務課及び放課後対策課職員
	何を（どこを）	学校防災備蓄品管理表様式
	どのように措置（改善）した（する）	学校防災備蓄品の個数・賞味期限等を記載する管理表様式をあらたに作成して各校に配付し学務課で集約することにより、備蓄品の管理を確実に行うこととした。 学校防災備蓄品の数量については、次回購入時において、最新の引き取り訓練結果等を考慮して購入数の算定を行う。 放課後の時間帯において子どもスキップや校庭を利用している児童が被災した場合の備蓄品支給については、学務課と放課後対策課とであらためて協議のうえ、スキップ運営時には学校備蓄品を支給することを確認した。
	措置状況に関する課内周知	令和８年３月１２日　周知済

令和７年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書

項目番号	第３　３　意見・要望	（４）各救援センター等の備蓄等の対応について

監査結果報告における意見・要望事項

① 補助救援センター・福祉救援センター

補助救援センター、福祉救援センターとも、開設時に救援センターから必要な備蓄品を搬送することとなっている（P7 参照）。災害時初期の混乱時の中で、救援センターから円滑に備蓄品を搬送できない事も想定されるため、あらかじめ施設内に一定量の備蓄品を備えておくことが望ましい。

また、救援センターにはマンホールトイレがあるが、補助救援センターと福祉救援センターにはマンホールトイレが基本的には備えられていない。

今後、改修や改築の際には、備蓄品の保管場所の確保やマンホールトイレ等の災害用トイレの設置が可能かどうかの視点を持ち、設置の可能性について検討されたい。

そのほか、区民ひろば朋有複合施設については、1 階を区民ひろば朋有と東池袋フレイル対策センター、2 階を区民ひろば朋有と中高生センタージャンプ東池袋として 3 課で共有しているが、区民ひろば朋有と中高生センタージャンプ東池袋がそれぞれ別の補助救援センターとして指定されている。同じ施設内で避難所が併設されていることとなるため、開設マニュアルや訓練の実施等を含め合理的な運営方法を検討されたい。

（防災危機管理課、地域区民ひろば課、障害福祉課、高齢者福祉課、子ども若者課、関係各課）

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対　　象　　課		総務部防災課（旧防災危機管理課）、福祉部障害福祉課
原因・理由・背景などの事情説明		福祉救援センターでは、令和７年度から各施設への備蓄物資の備蓄を実施しているが、災害時の輸送体制の整備については具体的な検討が進んでいなかった。
措置済み	いつ（いつまでに）	令和７年度以降、様々な機会を通じて
	誰が（どこが）	防災課
	何を（どこを）	備蓄体制やトイレについて
	どのように措置（改善）した（する）	現状、福祉救援センター等では備蓄スペースの確保及び一定量の備蓄は実施済であるものの、災害時に物資輸送が滞ることも考慮し、更なる備蓄スペースの確保・備蓄の検討や輸送体制の整備を行う。 災害用トイレ設置の働きかけや、導入が難しい施設は携帯トイレ等も検討する。
	措置状況に関する課内周知	令和８年３月３０日　周知済

対　　象　　課		区民部地域区民ひろば課 福祉部高齢者福祉課、子ども家庭部子ども若者課
原因・理由・背景などの事情説明		区民ひろば朋有が存在する複合施設は中高生センタージャンプ東池袋及び東池袋フレイル対策センターと併設されており、うち区民ひろばとジャンプ東池袋は補助救援センターに位置づけられているが、両施設に共通した補助救援センター開設・運営マニュアルはなく、合同訓練も未実施である。
措置済み	いつ（いつまでに）	①　共通マニュアルの整備：整備済み ②　施設合同訓練：令和８年９月
	誰が（どこが）	区民ひろば朋有・中高生センタージャンプ東池袋
	何を（どこを）	両施設共通の補助救援センター開設・運営マニュアル整備及び合同による補助救援センター開設訓練の実施
	どのように措置（改善）した（する）	①　区民ひろば朋有と中高生センタージャンプ東池袋共通の補助救援センター開設・運営マニュアルを整備した。整備したマニュアルは併設する東池袋フレイル対策センターに共有し、発災時の円滑な避難誘導等を実現する。 ②　令和８年９月に、施設長による机上訓練（対応方法の確認）等を行った。
	措置状況に関する課内周知	令和８年９月　周知済

令和７年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書

項目番号	第３　３　意見・要望	（４）各救援センター等の備蓄等の対応について

監査結果報告における意見・要望事項

② 医療救護所・災害薬事センター

救援センター（避難所）35 か所のうち救援センター地域本部 12 か所内においては、地域保健課（池袋保健所）所管の医療救護所が開設される。

救援センターは、参集した町会、周辺の住民、豊島区職員が「救援センター開設キット」を使用して、速やかに開設できるようになっている。一方で、医療救護所においては、医療資器材に南京錠がかかった状態で現地に配備されているものの、開設に必要な「豊島区医療救護所立ち上げアクションカード（開設マニュアル）（以下、「アクションカード」という。）」と「南京錠の鍵」は池袋保健所に置いてあるため、保健所職員が池袋保健所から救援センターへアクションカードと鍵を持参の上で参集しないと開設ができず、医師、薬剤師等がいち早く参集したとしても保健所職員を待たないと開設ができない状況となっている。

医療救護所においても、あらかじめ救援センターにアクションカードを常備の上、南京錠をダイヤル式に変更し医師会や薬剤師会と共有する等、速やかに開設・運営できる方法を検討されたい。

また、池袋保健所の倉庫には医療救護所補充用の医療資器材と医薬品、災害薬事センター用の医薬品がプラスチックケースに鍵がかかった状態で４段に積まれて保管されている。池袋保健所は令和８年５月に移転予定であるが、移転先の備蓄倉庫では、割れ物である医療資器材及び医薬品が衛生的な状態を保たれるとともに、管理している薬剤師会等に容易に認識できるよう工夫し、適切に配置されたい。

（地域保健課）

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対　　象　　課		健康部地域保健課
原因・理由・背景などの事情説明		これまで、医療救護所の開設については区職員が開設することを前提に考えられていた。訓練等を通し同様の意見があり、緊急医療救護所等から順次、鍵の変更により誰でも解錠できるよう順次対応中の状況であった。
措置済み	いつ（いつまでに）	令和８年３月末までに
	誰が（どこが）	地域保健課職員が
	何を（どこを）	全医療救護所の医療資機材備蓄用ケース
	どのように措置（改善）した（する）	アクションカードを常備の上、南京錠をダイヤル式に変更し医師会等関係団体に共有した。 また、新保健所移転に際して、割れ物である医療資器材等に留意した配置とし、管理している薬剤師会等に配置説明をしたうえで、ラベルシールの位置等を変更すると共に、衛生面等についても確認のうえ配置した。
	措置状況に関する課内周知	令和８年５月１０日　周知済

令和７年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書

項目番号	第３　３　意見・要望	（４）各救援センター等の備蓄等の対応について

監査結果報告における意見・要望事項

③　一時滞在施設

区が帰宅困難者受け入れのために指定している一時滞在施設の中で、としま区民センターと東京建物 Brillia HALL（豊島区立芸術文化劇場）を監査の対象とした。

両施設では備蓄物資計画に帰宅困難者用備蓄品目として規定されている９品目のうち、乳幼児用の備蓄品目４品目（おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳瓶）については、全く備蓄されていなかった。帰宅困難者用の乳幼児用４品目は南池袋備蓄倉庫１か所のみで保管し、搬出される仕組みとなっている。大規模な災害が発災してから備蓄品を搬出入することは、交通事情や人員確保の点から大変困難であることが予測されるため、可能な限り当該施設内に一定量の備蓄品を備えておくことが望ましい。あわせて、今後新たに一時滞在施設として指定する施設においては施設内備蓄も検討されたい。

（防災危機管理課、関係各課）

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対　象　課		総務部防災課（旧防災危機管理課）
原因・理由・背景などの事情説明		備蓄物資を保管する一時滞在施設や帰宅困難者用備蓄倉庫について、施設ごとの収容人数に応じた物資の適正配置の検討が進んでいなかったため。
措置済み	いつ（いつまでに）	令和９年度の備蓄品の購入・納品時から
	誰が（どこが）	危機管理課、防災課
	何を（どこを）	施設ごとの備蓄物資の配分等について
	どのように措置（改善）した（する）	各施設の収容人数や各倉庫の面積を整理し、令和９年度の備蓄品の購入・納品時に合わせて、適正な物資の配置を行っていく。
	措置状況に関する課内周知	令和８年３月３０日　周知済

令和７年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書

項目番号	第３　３　意見・要望	（６）その他

監査結果報告における意見・要望事項

① 避難所の開設・運営の訓練状況

全ての救援センターでは開設・運営訓練を実施している。しかし、補助救援センターと福祉救援センターにおいては、一部の施設でしか開設・運営訓練が実施されておらず、防災危機管理課では開設・運営訓練の状況については、把握していなかった。加えて、救援センター内に設置する医療救護所については 12 か所ある中、年に１か所のみの訓練の実施となっている。

訓練の実施状況は充分とはいえず、防災危機管理課は訓練の状況を集約し、各所管課に訓練を促し、救援センターとの合同実施も検討するなど、計画的かつ継続的な実施体制を構築されたい。

また、防災用の資器材については、ワンタッチパーテーションや発電機等、日常的に使い慣れない資器材があることから、訓練を通して使用方法の習得や資器材の保守をおこない、災害時に使用できる状態を維持する事が重要となる。

より有効な訓練とするためには、他自治体の取組事例も研究し、実体験の知見をマニュアルや研修に活用するなど工夫されたい。

あわせて、関係団体や指定管理者、区と協定を締結している企業・大学等、幅広い団体の訓練参加を促し、コミュニケーションを取ることで、災害関係の連絡・調整が円滑になるよう図られたい。

（防災危機管理課、地域保健課、関係各課）

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対　象　課		総務部防災課（旧防災危機管理課）
原因・理由・背景などの事情説明		１　各主管課に対し、訓練実施状況の把握が不十分であった。 ２　ワンタッチパーテーションは新たに導入した資器材であり、取り扱い要領を周知する期間が短かった。
措置済み	いつ（いつまでに）	令和９年度までに
	誰が（どこが）	防災課
	何を（どこを）	・訓練の集約や訓練実施の促進について ・福祉救援センター、補助救援センターの訓練の検討について ・ワンタッチパーテーション等の資器材について
	どのように措置（改善）した（する）	・令和９年度までに訓練の集約を行うとともに、全庁の訓練がより一層進むよう全庁宛の通知等を行う。 ・福祉救援センターについては福祉救援センター検討部会において、補助救援センターについては地域区民ひろば推進本部会議において訓練体制も含めた運用方法の検討を行っている。 ・令和８年度内に全ての救援センターで開設訓練を実施し、ワンタッチパーテーション等の資器材の使用についても周知を行う
	措置状況に関する課内周知	令和８年３月３１日　課内周知済

令和７年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書

項目番号	第３　３　意見・要望	（６）その他

監査結果報告における意見・要望事項

② 備蓄品の保管の状況

備蓄倉庫等の扉の周囲には、動線を確保するとともに扉の開閉ができなくなる事態を防ぐため、大きい物や重い物を置かないことが基本となる。また、廊下や通路は非常時の避難経路となるため、安全に避難できる幅を確保する目的で倉庫等の扉が内開きの場合があり、本監査においても複数の施設で見受けられた。

救援センターである南池袋小学校のミニ備蓄倉庫の内開きの扉付近には防災危機管理課配備の飲料水の備蓄品が積まれていた。内開きの扉の場合には、地震等で倉庫内の荷物が散乱し、扉が開かなくなるリスクが予想されるため、扉付近の荷物の積み方などを工夫するとともに、各施設の荷物の積み方及び配置状況について点検・確認を行われたい。

（防災危機管理課、地域保健課、学務課、関係各課

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対　　象　　課		総務部防災課（旧防災危機管理課）、教育部学務課
原因・理由・背景などの事情説明		倉庫内の備蓄物資は品目ごとに効率的な配置ができていたが、地震時に備蓄品が崩れて扉の開放が困難になることまで想定して配置ができていなかった。
措置済み	いつ（いつまでに）	毎年、備蓄倉庫の棚卸しの際に随時
	誰が（どこが）	防災課
	何を（どこを）	救援センターのミニ備蓄倉庫について
	どのように措置（改善）した（する）	令和８年度、備蓄倉庫管理を委託する事業者が備蓄倉庫の棚卸しを実施する際、地震時を想定した備蓄品の配置となるよう指示を行うとともに、棚卸しの際には立会い確認・点検を実施した。
	措置状況に関する課内周知	令和８年３月３０日　課内周知済

対　　象　　課		健康部地域保健課
原因・理由・背景などの事情説明		旧保健所においては、内開きの扉となっており、また扉近くに頻繁に使うものを配置した結果、扉付近に段ボールを積み上げる形になってしまった。
措置済み	いつ（いつまでに）	令和８年５月８日
	誰が（どこが）	地域保健課職員
	何を（どこを）	保健所備蓄医薬品等
	どのように措置（改善）した（する）	新保健所移転に伴い、扉は両開き形式に変更になり、物品の取り出しや閉じ込めが起こらないよう配慮して配置をした。
	措置状況に関する課内周知	令和８年５月８日周知済

令和７年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書

項目番号	第３　３　意見・要望	（７）総括意見

監査結果報告における意見・要望事項

本監査では、区で整備・管理している備蓄品の管理状況について、把握・検証を行った。区では、発災初期に必要となる備蓄物資品目や必要数を精査し、備蓄体制の強化を図ることを目的として、備蓄物資計画を策定したが、監査の結果、備蓄物資計画にある備蓄品の品目や数量が欠けている事が判明した。

加えて、業務継続計画における職員用の飲料水、食料の備蓄品についても不足していた。職員用の飲料水、食料の備蓄品の配備は、人事課の役割となっているが、人事課は業務継続計画における所管業務である動員職員への給食の提供について、出先施設分が考慮されていないなど、認識が不十分であった。

また、開設・運営マニュアル（以下「マニュアル」という。）の作成状況について、補助救援センター、福祉救援センター及び一時滞在施設に指定されている施設の一部においてマニュアルが作成されていない状況が見受けられた。発災時において、マニュアルが整備されていない場合、迅速かつ適切な対応が困難となるおそれがある。防災危機管理課が標準のマニュアルを示すなど、マニュアル作成を促されたい。

以上を踏まえると、防災危機管理課は全体の統括部署として、備蓄品の管理及び他部署に対する総合的な指揮・管理が十分に行われていたとはいえない。

発災時においては、交通網の寸断や流通機能の停滞により、飲食料品や生活必需品の確保が困難となることが想定される。区があらかじめ備蓄品を計画的に配備しておくことは、区民の生命及び生活を維持する上で極めて重要となる。

今後、首都直下地震等の大規模災害が予想される中、区民の生命と財産を守るために、引き続き、備蓄品の計画的な配備や、在宅避難に必要な備蓄を区民に啓発することで、区としての防災力を向上させ、安全・安心なまちづくりに一層の取り組みが図られることを期待する。

区の防災力をより一層向上させるためには、防災危機管理課が主導的な役割を担い、関係部署や町会等の地域団体と密接に連携し、備蓄品の配備を含めた強固な防災体制を構築していくことが不可欠であり、区として、関係各課連携のもと、一体的に取り組むよう、強く望むものである。

（防災危機管理課、関係各課）

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対　　象　　課		総務部防災課（旧防災危機管理課）
原因・理由・背景などの事情説明		発災時に対する全庁体制への移行することへの検討が令和 7 年度から動き始めている。それ以前については、部局ごとにかなり進んでいない状況などがあった。避難者用の備蓄物資については備蓄物資計画を策定し計画的に整備を進めていたものの、職員用の備蓄物資やマニュアル策定については関係課との連携が不十分であった。
措置済み	いつ（いつまでに）	令和９年度までに
	誰が（どこが）	防災課
	何を（どこを）	職員用備蓄やマニュアルの作成について
	どのように措置（改善）した（する）	現在、三役や全部長が委員となる震災風水害対策本部会議などにおいて、全庁での検討を進めている。こうした動きと合わせ、ＢＣＰの見直しを現在実施中である。ＢＣＰ作成後、ＢＣＰに沿ったマニュアルの作成などを通知していく。 また、職員用備蓄について、人事課との職員用備蓄に関するＰＴを起ち上げ、令和 9 年度に購入できるよう必要数の調査や予算要求を進めるなど具体的な検討を進めている。 全体の統括部署としてこれまで以上に関係課との連携を行い、豊島区として強固な防災体制を構築できるよう検討を進めていく。
	措置状況に関する課内周知	令和８年３月３０日　周知済